

所沢市への事故報告手続きの案内

介護保険サービスの提供中に事故が発生した場合の所沢市への報告については、昨年度から変更はありません。

市ホームページ「[所沢市事故報告書・被災状況報告書](#)」を参考に、事故発生から遅滞なく(**5日以内**に第1報)提出をお願いします。

事故報告書には個人情報が含まれるため、
FAX・電子メールでの提出は受け付けておりません。
必ず、**電子申請**にてご提出ください。
(事故報告書はエクセル書式のまま送信してください。)



事故報告の範囲

事業者側の責任や過失の有無にかかわらず、また利用者の自己責任や第三者の過失による事故も報告してください。

(1)介護サービス提供時による利用者のけがや死亡事故及び離設を含む行方不明

(5)利用者又は職員の中から、感染症(結核及び疥癬を含む)又は食中毒の患者が発生した場合

(2)利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のある場合

(6)従業員の法令違反や不祥事等、利用者のサービス提供に影響するおそれのあるもの

(3)利用者又はその家族から苦情や損害賠償を求められた事故

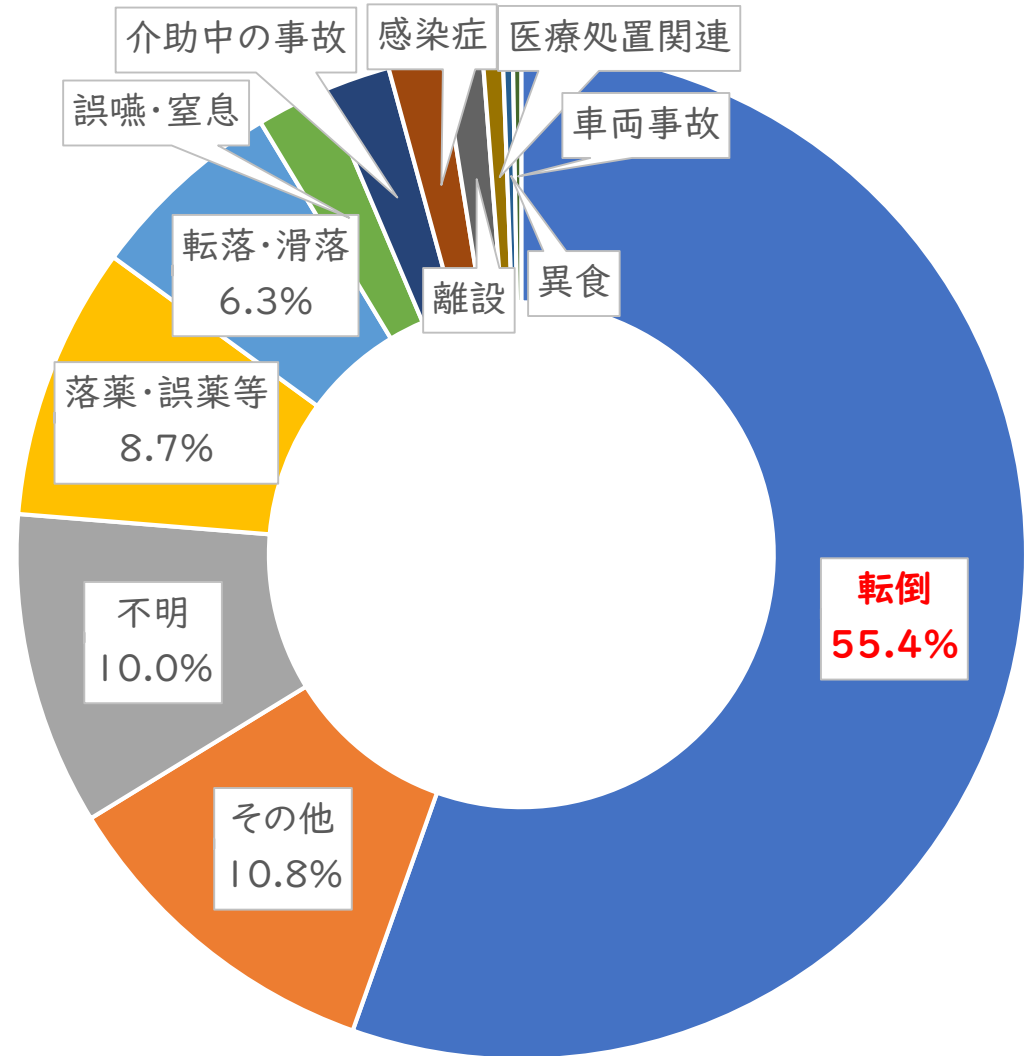
(7)震災、風水害及び火災その他これらに類する災害により介護サービスの提供に影響する重大な事故

(4)サービス提供により利用者の住居、家財、所持品等に損害を及ぼし、損害賠償責任が発生・発生のおそれのあるもの(警察対応のあったものを含む)

(8)上記(1)から(7)以外で、所沢市が特に報告を求めた場合

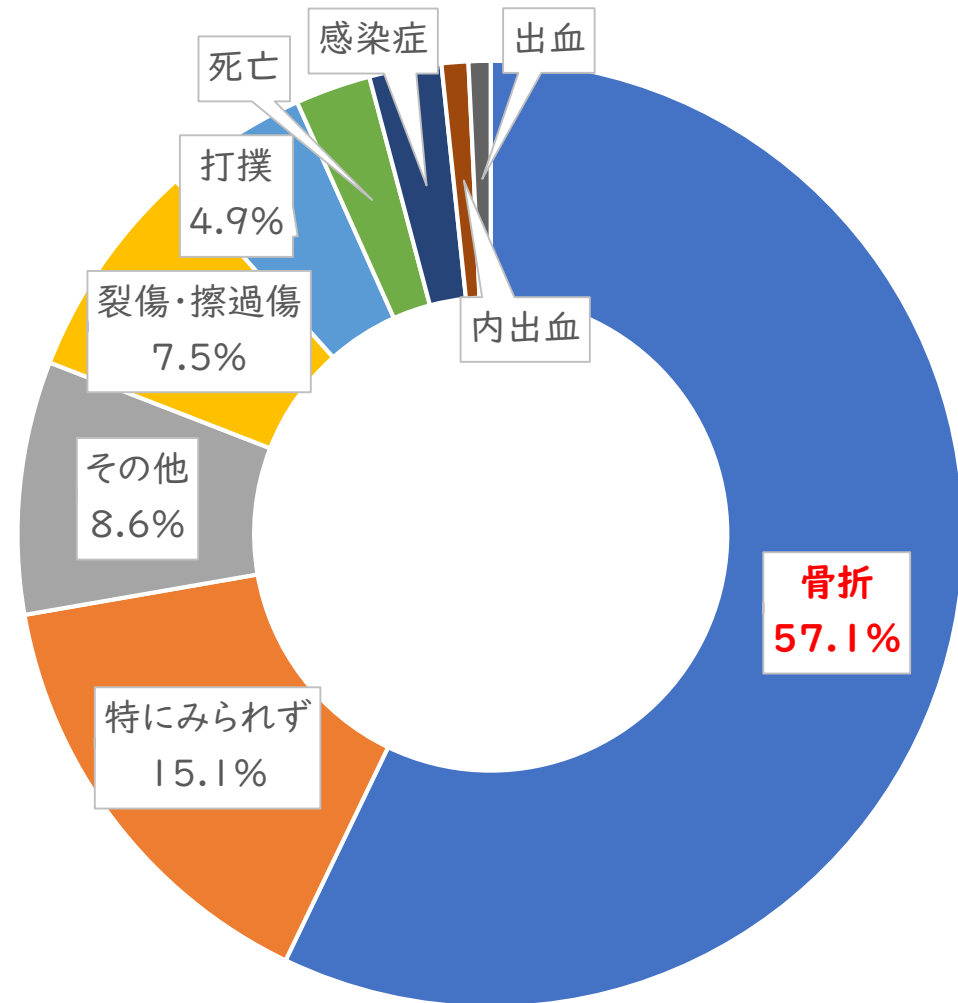
(参考)令和2年度～令和6年度の事故の種類(累計)

事故の種類	発生件数(件)
転倒	1033
転落・滑落	118
落葉・誤薬等	163
異食	6
医療処置関連	12
介助中の事故	40
誤嚥・窒息	42
感染症	32
離設	24
車両事故	5
不明	187
その他	202
合計	1864



(参考)令和2年度～令和6年度の事故後の症状(累計)

事故後の症状	集計
骨折	1065
裂傷・擦過傷	140
打撲	91
感染症	46
出血	14
内出血	17
死亡	48
特にみられず	282
その他	161
合計	1864



※「死亡」はほとんどが食事中の誤嚥・窒息によるもの